

食物アレルギーを有するお子様への対応について

日頃より、学校教育活動にご協力をいただきありがとうございます。

昨今のお子様を取り巻く健康課題のひとつに食物アレルギー疾患があります。食物アレルギーは、生命にかかわる可能性があることから、国においても、本年 3 月に「食物アレルギー対応指針」を作成し、食物アレルギー事故防止に万全を期すよう示しております。

本市におきましても、すべての関係者が一丸となって、子どもたちが安全・安心で充実した学校生活が送られるよう、以下の方針により取り組んでまいりますのでご理解とご協力をお願いします。

I 食物アレルギー対応の基本方針

1 安全が最優先

学校生活における対応で最優先すべきは「**安全性の確保**」です。そのため豊橋市教育委員会としては、Ⅲに示すような対応を行いますが、**個々の要求に**応じることはできませんのでご了承ください。

2 「学校生活管理指導表」の提出

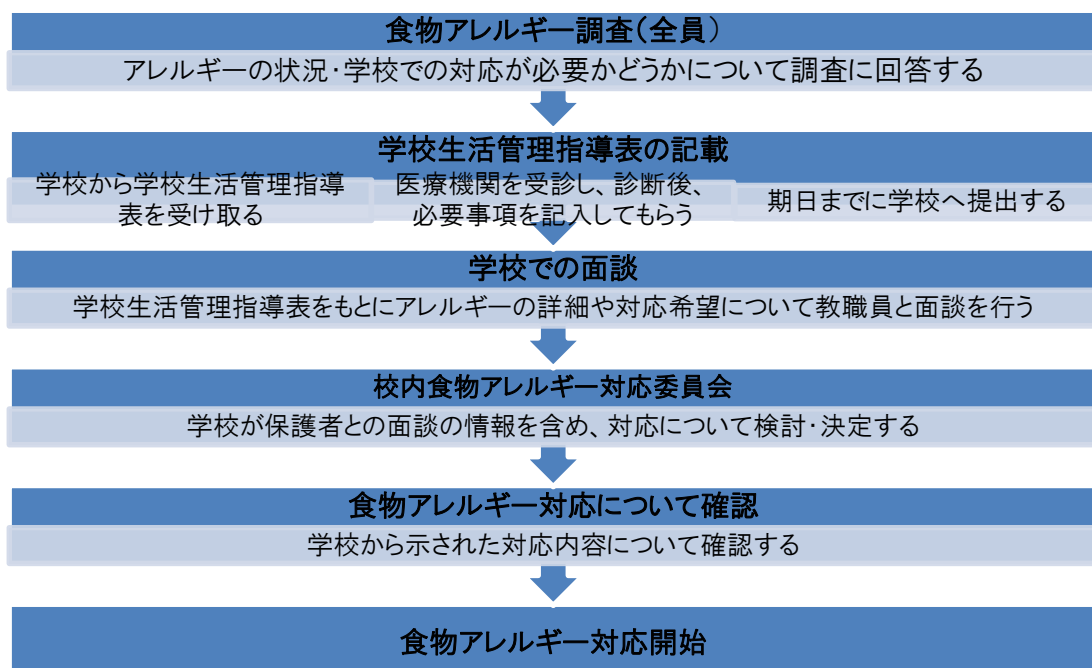
安全な学校生活を過ごすために欠かすことができないものが、「学校生活管理指導表」（以下「管理指導表」）です。管理指導表は、「医師の診断」を記載したものであり対応の基礎となるものです。

学校での食物アレルギー対応（配慮や管理）は、管理指導表に基づいて行いますので、**食物アレルギーが心配される場合は必ず提出**してください。

3 保護者との面談

学校は管理指導表をもとに保護者との面談を実施します。学校での対応は、面談の情報を含め「校内食物アレルギー対応委員会」で検討し、決定します。決定した内容は、保護者にお知らせし、対応開始となります。

II 食物アレルギー対応実施までの流れ



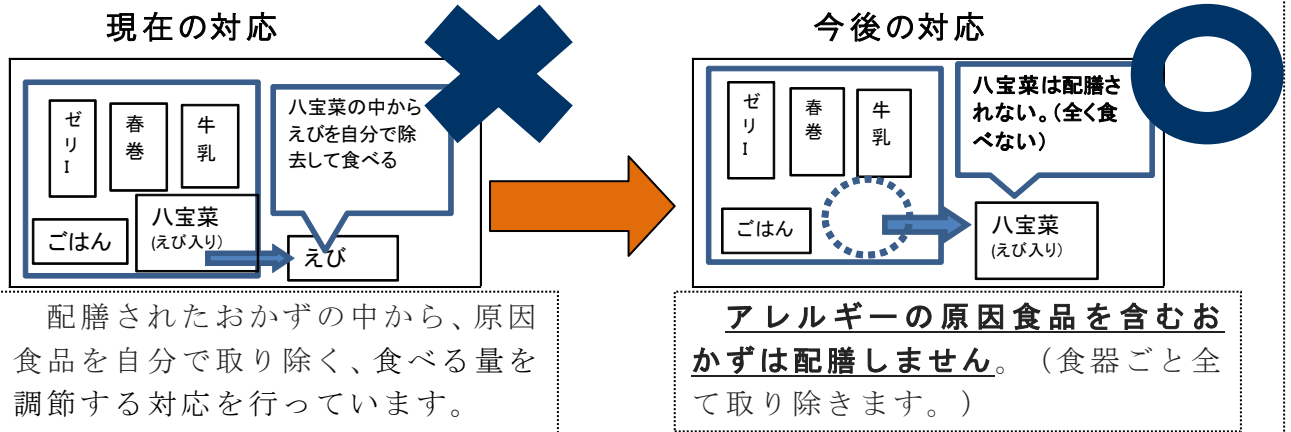
Ⅲ 学校における食物アレルギーへの対応

1 学校給食での対応

学校給食では、原因食品を完全に除去する対応が基本となります。原因食品を少量摂取できる場合も食べる量を調整するなどの対応は行いません。

① 対応の種類

◆ 副食(おかず)除去対応



※食物アレルギーに関して危機意識をもち、子ども自ら対応する能力が育まれるよう家庭での指導をお願いします。

◆ 単品の除去対応

アレルギーの原因食品を含む単品(調理を行わず単品で提供される果物、デザート、牛乳等)そのものを配膳しません。(食器ごと全て取り除きます。)

※牛乳の提供を受けない場合には「飲用牛乳の提供中止申請書」が必要です。

◆ 卵除去食対応

卵を除去した料理を提供します。申請には「卵除去食申請書」が必要です。

< アレルゲン除去に伴うお願い >

● 完全弁当

極微量のアレルゲンにも対応が必要な場合や多品目のアレルゲンに対応が必要な場合等は、給食での対応が困難であるため、弁当の持参をお願いします。

● 一部弁当

献立の中からアレルギーのため食べられないメニューがある場合、ご家庭の判断で一部弁当を持参するなどの対応をお願いします。

② 給食費の取り扱い

- 完全弁当対応の場合は、徴収しません。
- 牛乳の提供を受けない場合は、牛乳代を減額した額を徴収します。
- その他の対応については、給食費の減額はありませぬ。

2 学校給食以外での対応

学校生活において食物アレルギーの対応は、給食の時間だけでなく、家庭科の調理実習や遠足・宿泊行事といった食べ物を扱う場面でも必要となります。

また、食後の運動でアレルギー症状が誘発されるなど配慮が必要となることもあります。こうした場合もすべて「管理指導表」を基本に対応を行います。